

株式会社阿波銀行を認定(2回目)!

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、株式会社阿波銀行を、平成27年4月20日付けて認定しました。株式会社阿波銀行は、2回目の認定で、新くるみんマーク第1号です。



徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成27年5月21日の認定通知書交付式において、飯野局長から認定通知書の交付を受ける株式会社阿波銀行の大西代表取締役専務(右)



次世代認定マーク「くるみん」



株式会社阿波銀行の取組の概要

1 行動計画の期間

平成22年4月1日～平成27年3月31日までの5年間

2 行動計画の目標

- ① 平成27年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間6日以上とする。
- ② 計画期間内に、男性職員の育児休業等取得者を2人以上とする。
- ③ 計画期間内に、女性職員の育児休業の取得率を90%以上とする。

3 取組結果(上記2の「行動計画の目標」について)

- ① メモリアル休暇の取得の徹底を図り、計画期間中の全ての年度において、年次有給休暇の平均取得日数が6日以上となった。
- ② 計画期間内に、男性職員2名が育児休業を取得した。
- ③ 計画期間内の女性職員の育児休業取得率は、99%であった。

4 その他の先進的取組

- ① 育児休業について、特別な事情がなくても子が3歳に達するまで取得可能としている。
- ② 育児短時間勤務制度について、小学校3年生修了前までの子を養育する職員が利用可能としている。また、昇給及び退職金の算定に当たっては、適用期間は通常の勤務をしたものとみなしている。
- ③ 時間外労働及び深夜業の制限措置の対象を、小学校3年生修了前までの子を養育する職員としている。
- ④ 全ての職員が利用できる時差出勤制度を導入している。